

広域圏だより

平成17年3月1日発行

WE LOVE SOURAKU

だい好き!

相楽地区ふるさと市町村圏情報誌

◆編集・発行／相楽郡広域事務組合

〒619-0214 京都府相楽郡木津町木津上戸15 相楽会館内

TEL (0774) 72-0421 FAX (0774) 72-0470

URL: <http://www.souraku-kyoto.or.jp>

E-mail: kouiki@souraku-kyoto.or.jp

SOURAKU



人と文化の交差点

そうらく



INDEX

- ◆平成15年度決算報告
- ◆相楽まるかじりマップ
- ◆定例議会が開催されました
- ◆私たちの命の水を守るために
- ◆そうらくINFORMATION

Vol.

25

相楽郡広域事務組合 平成15年度決算報告

平成15年度の決算が、12月の組合議会定例会で認定されました

平成15年度決算審査の結果を公表します。

【審査の結果】

審査に付された一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は関係法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、全て適正に処理されていることが認められた。

(単位:円)

区 分	一般会計	特別会計	合 計
予 算 現 額	773,679,000	7,672,000	781,351,000
歳 入 額	771,440,503	7,692,304	779,132,807
歳 出 額	746,899,878	7,523,847	754,423,725
歳入歳出差引額	24,540,625	168,457	24,709,082

内容を検討すると、予算額からみる執行率は、一般会計で96.5パーセント、特別会計では98.1パーセントとなり、全体としては96.6パーセントとなる。

一般会計では、大谷処理場運転維持管理業務、し尿収集運搬委託業務などを中心に、日常業務が円滑に処理されていることは評価できる。

特に今年度の特徴として、衛生費で一般会計全体の62.8パーセントを占めるうえに、今年度から大谷処理場更新工事に係る平成11年度借入分の元金償還が始まったことから公債費で31.1パーセン

トと大きくウエイトを占めることがあげられる。

特別会計では、ふるさと市町村圏振興事業基金の運用益を活用し、圏域の一体的な振興整備のために広域的ソフト事業を実施されているが、昨今の金利低下に伴う基金運用益の減少で積極的な事業展開は厳しい状況である。

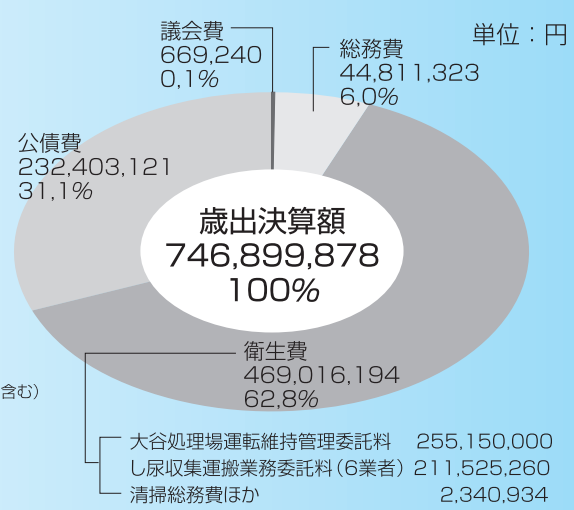
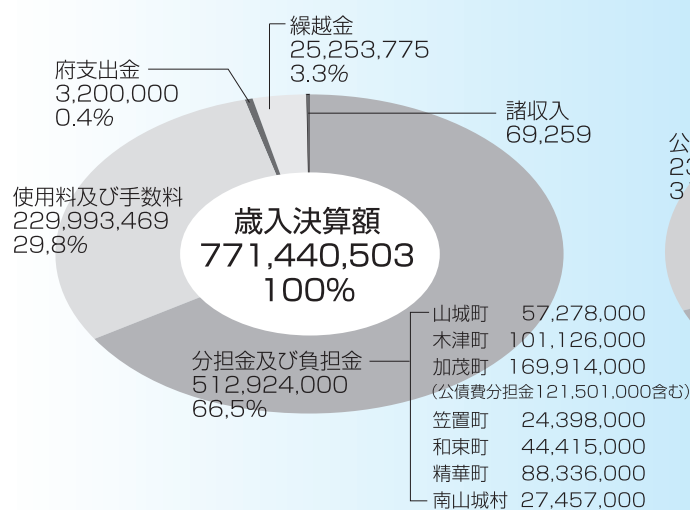
このため、今後は広域的見地から重要度の高い事業に取り組まれると共に基金の運用に当たっては、慎重に調査研究し、安全を最重視しながら、有利な運用に努められることを要望する。

以上のとおり、予算額との執行率は、一般会計、特別会計ともに適正に執行されており、今後も厳しい財政状況を踏まえて、検討に検討を重ねての取り組みを望む。

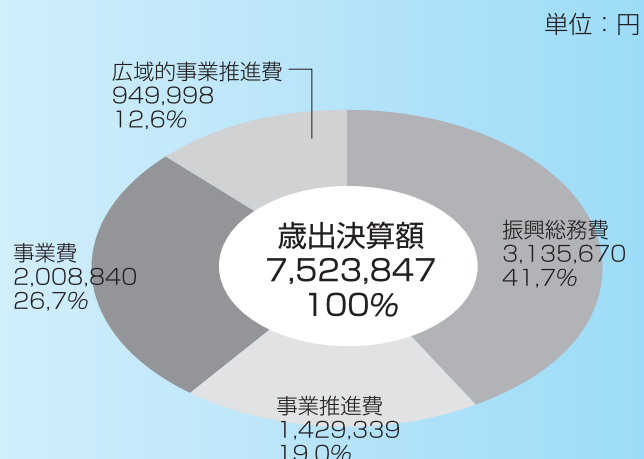
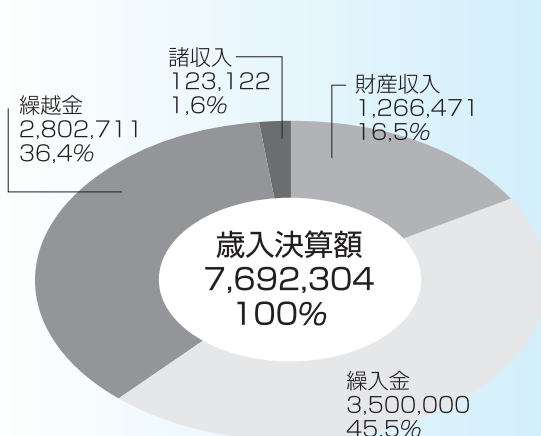
なお、広域事務組合にあっては、一般会計の主たる財源が構成町村の分担金であることから財政運営等についての努力が見受けられるが、今後も予算編成には一層緻密性を発揮するよう努力されたい。

一般会計歳入歳出差引額24,504,625円のうち、し尿くみ取り券の売上分として、15,039,567円が含まれているので、実質額は9,501,058円となり、決算規模からみて、あながち高額に過ぎるとは認められないが、町村分担金を主財源としている組合組織の特質に鑑み、繰越額は、新年度当初における円満な事業運営上、必要最少限度に止まるよう配慮されているが、今後も更に希望する。

全体的にみても実質収支は黒字となり、財政運営は総体的にみて健全であり、適切であることが認められる。



一般会計



相楽地区ふるさと市町村圏 振興事業特別会計

■町村別・年度別し尿搬入量

単位：kl ■平成15年度町村別し尿・浄化槽汚泥搬入量

年度 町村名	H10	H11	H12	H13	H14	H15	町村名	し尿	割合%	浄化槽汚泥	割合%
山城町	5,268	5,015	4,356	3,654	3,554	3,346	山城町	3,346	15.8	1,703	18.1
木津町	8,925	8,778	7,391	6,162	5,833	5,195	木津町	5,195	24.5	3,121	33.1
加茂町	5,149	5,016	4,241	3,546	3,400	3,151	加茂町	3,151	14.9	519	5.5
笠置町	1,741	1,672	1,564	1,391	1,416	1,429	笠置町	1,429	6.7	471	5.0
和束町	4,403	4,353	3,373	2,918	2,785	2,519	和束町	2,519	11.9	975	10.3
精華町	10,971	10,616	8,407	6,328	4,974	4,141	精華町	4,141	19.6	2,022	21.4
南山城村	2,012	1,944	1,966	1,669	1,591	1,395	南山城村	1,395	6.6	622	6.6
小計	38,469	37,394	31,298	25,668	23,553	21,176	計	21,176	100.0	9,433	100.0
浄化槽汚泥	3,777	4,405	6,740	7,386	9,017	9,433					
合計	42,246	41,799	38,038	33,054	32,570	30,609					
海洋投入	6,210	4,470	6,150	2,340	2,360	1,700					

単位：kl

平成16年度「相楽ふるさと塾」の
取り組み内容をお知らせします

日程	研修内容
平成16年 7月20日(木)	◆開講式・基調講演 木津町「相楽会館 小ホール」 「相楽の自然に学ぶ」 講師:佐伯 快勝 氏
8月26日(木)	◆地域研究 打越台環境センター(精華町)～ 国立国会図書館関西館(精華町)～私のしごと 館(精華・西木津地区)～木津町リサイクル研 修ステーション(木津町)
9月13日(月)	◆意見交換 木津町「相楽会館 小ホール」 「生涯学習のまちづくり」 講師:木村 宣 氏
10月21日(木) ～22日(金)	◆地域研究(1泊2日) 1日目／山城めぐもりの里(山城町)～大谷処理 場(山城町)～有限会社グリーン工房和束(和束 町)～和束青少年山の家[宿泊] 2日目／やまなみホール(南山城村)～南山城 小学校(南山城村)～南山城村保健福祉センタ ー(南山城村)～笠置いていの館・笠置町ディサ ービス(笠置町)～加茂町プラネタリウム館(加 茂町)
11月18日(木)	◆基調講演・事例発表 木津町「相楽会館 大ホール」 ※修了生のつどい!と同時開催 「まちづくりの手段としての町村合併と住民自治」 講師:岩崎 恭典 氏 事例発表(4団体)
12月16日(木)	◆意見交換 木津町「相楽会館 小ホール」 代表理事(難波 久士 加茂町長)を囲んで 意見交換
平成17年 1月13日(木)	◆圏域外視察研修 明日香村役場・(社)奈良まちづくりセンターで の視察研修
2月17日(木)	◆意見交換／木津町「相楽会館 小ホール」 「相楽郡の行方」― 町村合併への私見 ― 講師:船越 昇 氏
3月17日(木) 予 定	◆修了式／木津町「相楽会館 小ホール」 ・受講生意見発表 ・修了証書授与

■相楽会館利用実績

区分 年度	件数(件)	人員(人)	収入金額(円)
H7	314	17,375	1,091,120
8	354	14,779	1,254,820
9	331	14,316	1,034,070
10	263	11,753	1,014,140
11	315	9,608	1,232,430
12	285	10,749	1,129,885
13	334	10,902	1,052,680
14	322	10,334	886,590
15	308	9,339	1,051,850

特別会計の主な事業

相楽郡7か町村からの出資金と京都府からの補助金により7億円の基金を積立て、そこから出る運用益を財源として、ソフト事業を中心とした地域振興事業に取り組みました。

ふるさと市町村圏振興事業も11年目を迎え、継続事業の内容の充実に重点を置きました。その中でも、「相楽ふるさと塾」については、事務局が企画運営する正規のカリキュラム6回の開催に加え、新たに受講生自ら企画運営する開講を3回設け、塾の運営充実を図りました。

○第10期相楽ふるさと塾

一般公募により18人の受講生。年間9回の研修講座の開講

○第11回相楽の文化を創るつどい

郡内の文化サークルの発表会
平成16年2月8日(日)「あじさいホール」で開催
(16団体375人出演)入場者数800人

○広域圏だより「だい好き!そうらく」の発行

年3回発行(全戸配布)39,000部×3回

○ホームページの充実

○相楽圏域CIの実施とニューメディア活用での発信

魅力的で豊かな地域づくりを目指して、自主的、主体的に活動する住民団体等が主催し、相楽のイメージアップを図ることが期待できる事業等に対して、支援・育成を行いました。

7団体に交付。補助金総額 500千円

○3月・4月・5月・6月のイベント情報

山城町



7 カルチャースクール発表会 3月13日(日) ＜アスピアやましろ＞

山城町公園緑化協会 ☎(0774) 86-5851 アスピアやましろのカルチャースクール生が日ごろの成果を発表します。(入場無料)



8 森林公園春一番 4月上旬 ＜山城町森林公園＞

山城町森林公園 ☎(0774) 86-4507 山城町特産の朝掘りたけのこの販売をはじめ、竹炭の販売、木工教室、竹馬教室などのイベントが盛りだくさん。親子そろってぜひお越しください。



9 蟹供養放生会 4月18日(月) ＜蟹満寺＞

蟹満寺 ☎(0774) 86-2577 「蟹の恩返し」の説話にちなんで、全国の蟹業者が集まり、蟹の供養を行います。



10 プール開き 5月1日(日) ＜山城町民プール＞

山城町公園緑化協会 ☎(0774) 86-5851 屋根が開閉する期間延長型のドームプールがオープンします。この日は、サービスデーとして、無料でプールがご利用いただけます。また、小さいお子さんから大人の方まで参加できる各種水泳教室も開催します。(9月末日まで開館)

加茂町

11 三重塔(国宝)開扉 ＜浄瑠璃寺＞ 3月8日(火)・4月8日(金)・5月8日(日)・6月8日(水)

浄瑠璃寺 ☎(0774) 76-2390 塔内に安置されている薬師如来坐像(重文・一木造・藤原時代)を拝することができます。※晴天のみ



12 土曜ふれあいロビーコンサート チャレンジャーの部 3月12日(土)・3月26日(土) ＜加茂町文化センター＞

加茂町教育委員会 ☎(0774) 76-4611 ギター弾き語り(3月12日)、サクソフォン演奏(3月26日)をお送りします。



13 親子でふれあい竹教室ぱーと4 3月26日(土) ＜加茂青少年山の家＞

加茂青少年山の家 ☎(0774) 76-3130 参加費1人900円・定員親子20組(小学生と保護者)・申し込み期間3/5～3/14 かざぐるまの置物・竹とんぼ作り・あぶり焼きソーセージ・竹筒蒸し



14 星空キラキラランド 5月3日(火) ＜プラネタリウム館＞

プラネタリウム館 ☎(0774) 76-7645 (土・日・祝) ☎(0774) 76-3130 (火・水・金) 星空ランドでしまじろうと遊ぼう、ドキドキ・マジックショー、キラキラ・折り紙かぶとを作ろう。

15 とっておきのハーブ染めスカーフ作り 5月25日(水) ＜加茂青少年山の家＞

加茂青少年山の家 ☎(0774) 76-3130 参加費1人1,400円・別途シルクスカーフ代1,400円・定員20人・申し込み期間5/7～5/15

和束町



16 わらびとりツアー 4月中旬～末日 ＜白鶴又は下島＞

(財)和束町活性化センター ☎(0774) 78-3396 わらびを好きなだけ採った後は「和束青少年山の家」でわらび弁当に舌鼓。和束町の歴史や特産品など、興味深いお話も聞けます。お1人3,000円(弁当付き・要予約)



17 茶つみ体験ツアー &和束御膳 5月初旬～6月下旬 ＜撰原＞

(財)和束町活性化センター ☎(0774) 78-3396 つみ方を教わったら、茶籠を持って茶つみを体験。製茶の工場見学や新芽を使った料理の紹介など、ヘルシーな一日を過ごせるツアーです。お1人5,000円(弁当付き・要予約)

笠置町



18 いづみ路 さくらまつり 4月2日(土) ＜JR笠置駅前＞

いづみ路観光協議会 ☎(0743) 95-2301 音楽をバックにお茶のサービスを受けながら満開の桜を満喫してください。

南山城村

19 春の大祭 4月2日(土) ＜恋志谷神社＞

南山城村土木経済課 ☎(07439) 3-0101 恋愛成就、子授けなど女性の守り神として多くの参詣者が訪れる神社のお祭りです。



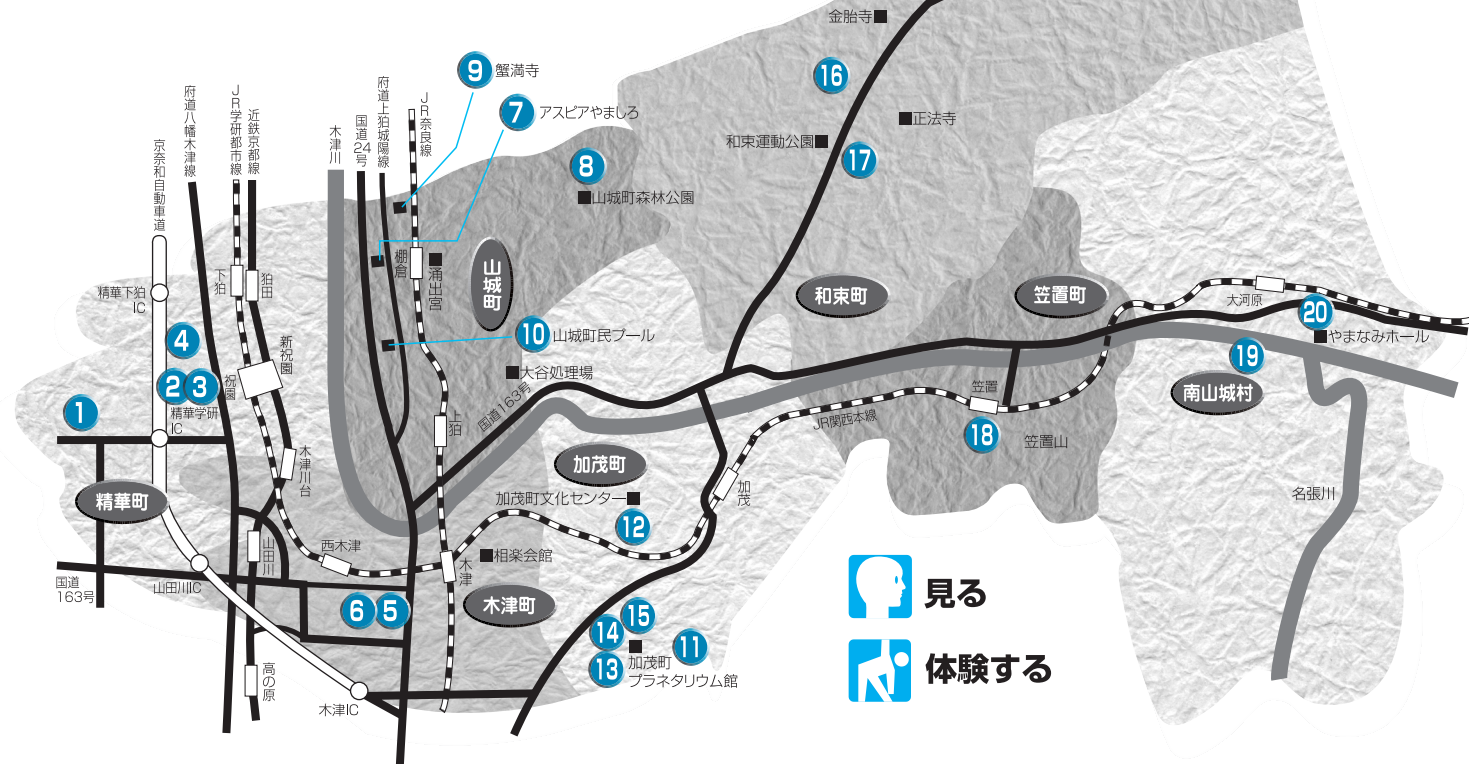
20 第20回やまなみGrüne管弦楽団定期演奏会 6月(未定) ＜やまなみホール＞

やまなみGrüne管弦楽団 ☎(07439) 3-0560 今回で20回目を迎えるGrüne管弦楽団による演奏会。大人1,000円

いつでもどこでもなにが

相楽まるかじりマップ

※各イベントについては、変更になることもありますので、必ず主催者へお問い合わせください。



見る



体験する

精華町

1 せいかふれあいコンサート 種谷睦子マリンバ・ワールド 3月19日(土)

<けいはんなプラザ・メインホール>

精華町・(株)けいはんな ☎(0774) 95-5115 関西が生んだマリンバの世界的演奏者種谷睦子の息をのむような妙技とマリンバを自在にあやつる超絶技巧の世界をお楽しみください。

2 国際理解講座「第1回クロスカルチャル・フォーラム」 3月20日(日) <精華町交流ホール>

精華町 ☎(0774) 95-1900・NPO法人けいはんな文化学術協会
日本語による講演「世界の中の私たち」「スペイン人から見た日本の文化」「パングラデュに母子手帳を」

3 精華町交流ホールコンサート 3月26日(土) <精華町交流ホール>

精華町 ☎(0774) 95-1900 特定非営利活動法人舞台芸術トレーニングセンターとの共催コンサート。ドイツと日本の歌くらべと題しふたりの歌手の歌声をおとだけします。



4 いちご狩り 3月5日(土)～ 5月29日(日) <川西観光苺園>

農事組合法人精華町川西観光苺園 ☎(0774) 94-5230 京都でいちご狩りといえば、何と言ってもここ、精華町川西観光いちご園! 今年もおいしいいちごをたくさん育て、皆さんをお待ちしています。

木津町



5 けいはんなプラザ・プチコンサートin木津 3月6日(日) <中央交流会館「いずみホール」>

木津町学研企画課 ☎(0774) 75-1201 若手音楽家たちが、美しい音色をお届けします。ジーンズ姿で、気軽にクラシックをお楽しみいただけます。



6 緑とふれあい桜まつり 4月2日(土) <ふれあい広場> 雨天の場合順延(翌日開催)

木津町公園都市緑化協会 ☎(0774) 72-6050 春の柔らかな日差しの中、桜の下でお抹茶とお菓子を味わうことができます。

定例議会が開催されました

平成16年12月9日に平成16年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会が開催され、次の5議案が審議され原案のとおり可決されました。

- 平成15年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 平成15年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 相楽郡広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 平成16年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第1号）について

補正予算については次のとおりです。

一般会計（補正額17,795千円）

歳入では、前年度繰越金の確定により、繰越金として、16,540千円の増額、諸収入として、大阪湾フェニックスセンターの還付金1,255千円の増額

歳出では、大谷処理場維持管理設計書等作成業務委託料1,800千円、神童子第2配水地修繕工事負担金717千円が主なものです。

空席になっていた相楽郡広域事務組合議会運営委員会委員に、坂本 俊廣議員（笠置町）が選任されました。

一般質問

今回の定例議会では、一般質問があり、4名の議員が登壇しました。質問項目と代表理事の答弁は次のとおりです。（紙面の都合により、主な質疑について要約してお知らせします。）

相楽地区 ふるさと市町村圏振興事業

岡本 正恵議員（和束町）

Q これまでの事業を通じて、相楽郡全体として、また各町村としてどのような成果や課題があったと考えているか。また、これからの事業のあり方、改善・充実の方向性は。

A 相楽ふるさと塾の開講、相楽の文化を創るつどいの開催、相楽圏域CI等、圏域住民、構成町村と共に各種事業に取り組み、相楽地区の一体性の醸成という観点において、一定の成果があったと考えている。昨今の金利低下に伴う基金運用益（利息）の減少による事業費の確保の困難性もあるが、今後も広域的視点からより重要度の高い事業の実施に努める。



第12回相楽の文化を創るつどい

大谷処理場 運転維持管理業務委託契約

青山 まり子議員（南山城村）

Q 大谷処理場運転維持管理業務委託契約は随意契約にすべきではない。今後の契約はどのようにされるのか。

A 平成17年度以降の大谷処理場運転維持管理業務については、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」〔注〕いわゆる「合特法」に準じた措置として実施する合理化事業の一環として、対象業者により設立される事業協同組合に委託することを検討をしている。

〔注〕「合特法」とは、昭和50年に制定された法律で、下水道の整備等により経営の基礎となる諸条件に著しい変化が生ずることとなるし尿処理業者に対し、その受ける影響を緩和し、合わせて経営の近代化及び規模の適正化を図ることを目的として定められている。



大谷処理場

広域行政と町村合併

宮嶋 良造議員（木津町）

Q 相楽郡は市町村合併より広域行政の充実で解決すればよい。

A 時代の流れに即したより高度で効率的な広域行政を展開するためには、既存の一部事務組合〔注〕の統合・複合化や広域連合の導入による広域行政の推進

が必要であり、今後とも相楽地域の広域行政のあり方や推進方策について検討していく。

〔注〕一部事務組合とは、市町村等の事務の一部を共同処理するために設立された組合で、市町村が普通地方公共団体と呼ばれるのに対し、特別地方公共団体と呼ばれます。1市町村では対応できない、あるいは広域で取り組んだ方が効果的である等の理由で設立されるもので、ごみ処理、し尿処理、消防、病院等様々な事務処理のために各地で設立されている。

火葬場の整備

宮嶋 良造議員（木津町）

Q 火葬場の整備目標を示せ。

A 火葬場の施設整備については、今まで場所の選定など理事会において検討を重ねてきたが、相楽管内の人口規模での建設、維持管理について今後とも検討していく。

情報公開条例・個人情報 保護条例の制定

佐々木 雅彦議員（精華町）

Q 組合における条例制定の意思と期日について問う。

A 構成町村や一部事務組合において、未制定の団体があることから、当組合においても、この状況を勘案しているところである。今後、これらの町村等の動向を見極め、制定に向けて取り組む。

私たちの命の水を守るために

～下水道接続へのお願い～

◎下水道供用開始地区の皆さんへ

相楽郡広域事務組合大谷処理場では、皆さんの家庭等から排出されたし尿や浄化槽汚泥の処理を行い、きれいな水にして木津川へ放流し、流域の水環境保全に努めています。

現在、大谷処理場の処理能力を上回る量のし尿や浄化槽汚泥が発生しているため、その一部については海洋投入処分を行っています。

しかしながら、海洋汚染防止のため平成19年2月以降は、し尿等の海洋投入処分が法律で禁止されることになっています。

処理能力を上回るし尿や浄化槽汚泥が発生している原因の一つとして、下水道への接続の遅れが挙げられます。

法律では下水道の整備が行われた地区では、3年以内に下水道へ接続することが義務付けられています。

下水道供用開始区域内のご家庭の方は、少しでも早く下水道へ接続していただきますようお願いします。

なお、下水道への接続工事の費用に関しては各町において、一部費用の補助や融資あつ旋を行っておりますので、各町の下水道担当課にお問い合わせください。

◎下水道供用開始区域以外の皆さんへ

皆さんの家庭から出るし尿は大谷処理場できれいにしていますが、実は河川を汚染している大きな理由にトイレからの排水以外に、台所・洗濯・お風呂からの排水(生活雑排水)が挙げられます。

くみ取り便槽をお使いの家庭はもちろんのこと、浄化槽をお使いの家庭でもトイレの排水(し尿)のみを処理している単独処理浄化槽をお持ちの家庭が大半となっており、これらの家庭から排出される生活雑排水が水環境汚染の大きな原因となっています。

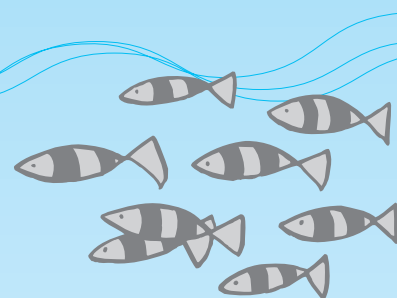
そのため、し尿と生活雑排水を一緒に処理することのできる合併処理浄化槽の設置をお願いします。合併処理浄化槽設置費用に関しては各町村において、一部費用の補助や融資あつ旋を行っておりますので、各町村の衛生担当課にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

町 村 名	下水道担当課	衛生担当課
山 城 町	上下水道課 (0774)86-5700	住 民 課 (0774)86-6600
木 津 町	下 水 道 課 (0774)75-1252	環 境 課 (0774)75-1215
加 茂 町	下 水 道 課 (0774)76-4747	産業生活課 (0774)76-3611
笠 置 町		住民課 (0743)95-2301
和 束 町	建設事業課 (0774)78-3001	農村振興課 (0774)78-3001
精 華 町	下 水 道 課 (0774)95-1912	衛 生 課 (0774)95-1905
南山城村		環 境 課 (07439)3-0101
相楽郡広域事務組合事務局 (0774)72-0421		

浄化槽は正しく使いましょう

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水をきれいにするので、微生物が活動しやすい環境を維持管理することが大切です。浄化槽の使い方を誤ったり、保守点検を怠ると、汚水が十分処理されないまま流れ、川を汚したり、悪臭の原因になります。



浄化槽を正しく使うために

- 送風機(フローア)は、微生物に必要な空気を送る重要な役目を果たしています。微生物は生き物なので、24時間新鮮な空気が必要です。決して電源は切らないでください。
- トイレ清掃には水やぬるま湯を使い、洗剤を使う場合は微生物の働きに影響を与えるような塩素系の洗剤などは避けてください。
- 油は、浄化槽の機能を低下させるので、そのまま流すことはやめましょう。
- 風呂の排水と同時に洗濯のすすぎをすると、浄化槽に入る水量が集中して機能が安定しないことがありますので、避けてください。

保守点検・清掃・法定検査は 浄化槽法で義務づけられています

- 保守点検は専門的知識、技能などを要するため、京都府知事の登録を受けた「浄化槽保守点検業者」に委託してください。
- 清掃は専門的知識、器具などを要するため、相楽郡広域事務組合の許可を受けた「浄化槽清掃業者」に委託してください。
- 定期検査は、保守点検・清掃とは別の検査です。浄化槽の使用開始後6か月を経過した日から2か月の間に、京都府知事が指定した指定検査機関(相楽郡内は、(社)京都保健衛生協会)が行う「設置後等の水質検査」を受けてください。その後は毎年1回、指定検査機関が行う「定期検査」を受けてください。なお、浄化槽の使用開始をした日から30日以内に「浄化槽使用開始報告書」を各町村衛生担当課へ提出してください。

福祉センター相楽会館が リニューアルしました！

福祉センター相楽会館大ホールの改装工事が完了しました。
同会館は、昭和50年8月に建設され、今年で開館30年が経過し、建物の老朽化が進んできたため、2月に大ホールの壁のクロス張替えと天井吹付工事を行いました。今後も老朽箇所の補修とバリアフリーに対応するための工事を実施していきます。皆さまのご利用をお待ちしています。

会館使用料金

区 分 室 別	午前の部 午前9時から 正 午 まで	午後の部 午後1時から 午後5時まで	夜の部 午後6時から 午後10時まで	1 日 午前9時から 午後10時まで	利 用 人 員
大 ホ ール	6,000円	8,000円	8,000円	22,000円	400人まで
小 ホ ール	2,000円	2,500円	2,500円	7,000円	26人まで
講 習 室	2,000円	2,500円	2,500円	7,000円	44人まで
講習室A	1,200円	1,500円	1,500円	4,200円	26人まで
講習室B	800円	1,000円	1,000円	2,800円	18人まで
読 書 室	1,500円	2,000円	2,000円	5,500円	11人まで
相 談 室	1,500円	2,000円	2,000円	5,500円	20人まで

承諾を受けた使用時間区分を超える使用料は、超過使用時間1時間（30分未満切り捨て30分以上1時間）につき、承諾を受けた使用時間区分の使用料の額に10分の2を乗じて得た額

設備使用料金

区 分	冷房設備	暖房設備
金 額	会館使用料の10分の3.5	会館使用料の10分の2.5

会館のご利用について

- ◆利用のお申し込み
当館備え付けの用紙に、必要事項を記入捺印のうえ、使用日の一週間前までに受付へお申し込みください。（ホームページ上からも申請書をダウンロードできます。）
- ◆使用料
使用料は全納していただきます。なお納められた料金は当館の都合でご利用できなかった場合のほかはお返しできませんからあらかじめご承知ください。
- ◆使用権
使用の権利を他人に譲渡したり、転貸することは認められません。
- ◆使用の取消し
1.使用目的を変更したとき。
2.条例や規則に違反したとき。
3.災害や事故で使用できなくなったとき。
4.管理上支障があるとき。
- ◆開館時間
午前9時から午後10時まで
- ◆休館日
12月28日から翌年1月4日までの8日間
※あいにく駐車場がございませんのであらかじめご承知いただきますようお願いいたします。
その他詳細につきましては相楽会館まで（TEL.0774-72-0421）

人口・面積データ

町 村 名	世帯数(世帯)	人口(人)	面積(km ²)
山 城 町	2,768	9,105	24.53
木 津 町	13,293	38,192	23.62
加 茂 町	5,410	16,060	36.97
笠 置 町	709	2,000	23.57
和 束 町	1,721	5,384	64.87
精 華 町	11,613	34,534	25.66
南 山 城 村	1,225	3,719	64.21
計	36,739	108,994	263.43

※人口及び世帯数（平成17年1月31日現在）
面積は全国都道府県市区町村別面積調（平成16年10月1日現在）

平成17年度 相楽ふるさと塾受講生 を募集します ～相楽を知ろう！～

平成17年度「相楽ふるさと塾」は、地域を取り巻く状況把握、地域づくりの事例研究・圏域内外の視察などを通じて、相楽を知り、その学んだことを地域に還元することを目的に開講します。

次のとおり、受講生を募集しますので、皆さまのご応募お待ちしております。

募 集 要 項

■開講期間／平成17年7月から平成18年3月（9回程度の開催とし、原則として、第3木曜日に開講としますが、場合によっては、日程が変更になることもあります。）

■講座内容等（予定）

	開 催 日	テーマ	内 容	開催場所
開講式	7月21日(木)	開 講 式		相楽会館
第1回		事 例 研 究	未定	
第2回	8月18日(木)	地 域 研 究	視察研修(木津町・精華町)	
第3回	9月15日(木)	地 域 研 究	視察研修 (山城町・和束町・笠置町)	
第4回	10月20日(木)	地 域 研 究	視察研修(加茂町・南山城村)	
第5回	11月17日(木)	事 例 研 究	修了生による活動紹介	相楽会館
第6回	12月15日(木)	意 見 交 換 討 議		相楽会館
第7回	1月19日(木)	圏域外視察	先進地事例視察	
第8回	2月16日(木)	意 見 交 換 事 例 研 究	相楽郡の現状と課題	相楽会館
第9回	3月16日(木)	意 見 発 表	意見発表(1年を振り返って)	相楽会館
修了式		修 了 式		

※場合によっては、講座内容等が変更になることもあります。

■受講対象者／原則として、郡内在住者に限ります。（20歳以上で、男女は問いません。）

■募集人員／20人程度

■受講料等／無料（ただし、相楽会館までの交通費・昼食代等は自己負担とします。）

■申し込み／まずは、町村担当窓口・相楽郡広域事務組合事務局に問い合わせてください。（ホームページ上からも申込書をダウンロードできます。）

■締切り／5月6日(金)

■受講者の決定／5月31日(火)までに決定し、ご連絡いたします。

- 問 合 せ 先
- ◆山城町（企画情報課） TEL.(0774)86-6607
 - ◆加茂町（企画調整課） TEL.(0774)76-3611
 - ◆和束町（行財政課） TEL.(0774)78-3001
 - ◆南山城村（企画財政課） TEL.(07439)3-0101
 - ◆木津町（学研企画課） TEL.(0774)75-1201
 - ◆笠置町（総務企画課） TEL.(0743)95-2301
 - ◆精華町（企画調整課） TEL.(0774)95-1900
 - ◆相楽郡広域事務組合 TEL.(0774)72-0421